

逓信省官制

第一條 逓信大臣は、郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命  
保険、郵便年金及びこれらに附帯する業務並びに航空保安に關する事  
務を管理し、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事  
務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、所管行政の考査  
一設に關する事務を掌る。

第三條 逓信省に左の七局を置く。

總務局

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金保険局

資材局

第四條 總務局においては、左の事務を掌る。

一 所管行政の連絡調整に關すること。

二 豫算、決算並びに會計及びその監査に關するとき。

三 従事員の給与、厚生及び養成に關すること。

第五條 郵務局においては、郵便及びこれに附帶する業務に關する事務を掌る。

第六條 電務局においては、左の事務を掌る。

一 電氣通信及びこれに附帶する業務に關すること。

二 國際電氣通信株式會社に關すること。

第七條 工務局においては、電氣通信施設の建設及び保存に關する事務を掌る。

第八條 電波局においては、左の事務を掌る。

一 電波統制に關すること。

二 電波技術に關すること。

三 標準電波並びに標準電波施設の建設及び保存に關すること。

四 公衆通信に關するもの以外の無線電氣通信及びこれに附帶する業務に關すること。

五 航空保安に關すること。

第九條 貯金保庫局においては、左の事務を掌る。

一 郵便爲替、郵便貯金及びこれらに附帶する業務に關すること。

二 簡易生命保険、郵便年金及びこれらに附帯する業務に關すること、  
三 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂度に關すること。

第十條 資材局においては、物品に關する事務を掌る。

第十一條 國有財産及び營繕に關する事務を掌らせるため、逓信省に營繕部を置く。

第十二條 逓信大臣は、必要と認める地に事務所を置いて、逓信省の事務を分掌させることができる。

第十三條 逓信省に左の職員を置く。

逓信事務官又は郵便技官

專任七人 一級

逓信事務官 一級

專任一人 一級

專任百四十三人 二級

專任九千八百七十五人 三級

逓信技官

專任五人 一級

專任百九十一人 二級

專任七百人 三級

警務部長

前項の職員の外、逓信省に逓信手を置く。三級官の待遇とする。

第十四條 警務部長は、一級の逓信技官を以て、これに充てる。逓信大臣の命を承りて、部務を掌理する。

第十五條 逓信手は、上官の指揮を承けて、事務又は技術に従事する。

第十三條第二項及び前項に規定するものの外、逓信手に關する規程は、逓信大臣がこれを定める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

逓信院官制は、これを廢止する。

この勅令施行の際現に内閣所屬の逓信官署の職員に在る者は、別に辭令を發せられないときは、逓信事務官は逓信事務官に、逓信技官は逓信技官に、逓信教官は逓信教官に、逓信手は逓信手に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に内閣所屬の逓信官署の職員で休職中のものは、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により逓信部内の職員に同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

理由

時局に鑑み、逓信行政機構を強化して、内閣所屬の部局である逓信省を一省に獨立させ、あらかに逓信省を設置する必要があるからである。

参照

○逓信院官制

第一條 逓信院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、郵便爲替  
郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務、航空保安並ニ  
年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入拂渡ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 逓信院ニ總裁官房及左ノ七局ヲ置ク

總務局

郵務局

電務局

工務局

貯金保險局

電波局

資材局

第三條 總裁官房ニ於テハ人事、文書及行政考査ニ關スル事務並ニ他ノ

主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第四條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管行政ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 豫算、決算並ニ會計及其ノ監督ニ關スル事項
- 三 從事員ノ給與、厚生及養成ニ關スル事項

第五條 郵務局ニ於テハ郵便及其ノ附帶業務ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項
- 二 國際電氣通信株式會社ニ關スル事項

第七條 工務局ニ於テハ電氣通信施設ノ建設及保存ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 貯金保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 郵便爲替、郵便貯金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項
- 二 簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項
- 三 年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入拂渡ニ關スル事項

第九條 電波局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電波統制ニ關スル事項
- 二 電波技術ニ關スル事項
- 三 標準電波竝ニ標準電波施設ノ建設及保存ニ關スル事項
- 四 無線電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項但シ公衆通信ニ關スル事項ヲ除ク
- 五 航空ニ關スル事項

第九條ノ二 資材局ニ於テハ物品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條ノ三 國有財産及發給ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲ニ通信院ニ發給

部ヲ置ク

第九條ノ四 内閣總理大臣ハ必要ト認ムル地ニ事務所ヲ置キ遞信院ノ事

務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十條 遞信院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

兼任

次長

一人

局長

管轄部長

秘書官

專任一人

遞信事務官

專任八人

專任百四十三人

專任九千八百七十五人

遞信技官

專任五人

專任百九十一人

一級

二級

三級

一級

二級



專任七百八

三級

前項ノ職員ノ外遞信院ニ遞信手ヲ置ク三級官ノ待遇トス

第十一條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ三級官吏以下ノ進退ヲ專行ス

第十二條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第十三條 各局ニ局長一人ヲ置キ一級ノ遞信事務官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十四條 管轄部長ハ一級ノ遞信技官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十五條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 遞信手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務又ハ技術ニ従事ス

第十條第二項及前項ニ規定スルモノノ外遞信手ニ關スル規程ハ總裁之ヲ定ム